

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業 にかかる優遇融資のお知らせ

今後も定住人口が見込まれるが、人口減少より医療機関の減少スピードが速い地域等である重点医師偏在対策支援区域において、新設、承継を行う診療所に対して、優遇融資を実施しています。

(設置・整備資金)

融資条件	【優遇適用後の条件】
資金種類※1	重点医師偏在対策支援区域での診療所の新設、承継に係る新築資金、増改築資金、土地取得資金、機械購入資金
融資率	90%

(運転資金)

融資条件	【優遇適用後の条件】
資金種類	重点医師偏在対策支援区域での診療所の承継、開業後に経営が安定化するまでの一時的に必要な運営費としての長期運転資金
利率	基準利率▲0.5%
限度額	4,000万円
償還期間	5年以内
据置期間	1年以内

※1 病床充足地域または、診療所充足地域であっても、新築資金、甲種増改築資金のご融資の対象となります。

※2 利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。

医療貸付利率表(PDF)の「2診療所 新築資金・甲種増改築資金」、「機械購入資金」、「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業に係る長期運転資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。

※3 優遇の対象となるのは国庫補助等対象事業に限ります。

※4 融資限度額は、担保評価額の範囲内等の条件があります。

● ご融資には担保・保証人(保証人不要制度あり)が必要となります。

また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

● その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

▼利率表はこちら



施設開設地が東日本(石川県、岐阜県、三重県より東の地域)の方

◎東京本部 福祉医療貸付部医療審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9937
FAX (03) 3438-0583

施設開設地が西日本(福井県、滋賀県、奈良県より西の地域)の方

◎大阪支店 医療審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0219
FAX (06) 6252-0240